

第 74 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第 3 項の規定により、報告し、承認を求める。

- 1 令和 2 年度仙台市一般会計補正予算（第 14 号）
- 2 仙台市市税条例の一部を改正する条例

1 令和2年度仙台市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度仙台市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,797,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ698,655,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月25日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		38,152,913	3,600,000	41,752,913
	2 県補助金	16,801,806	3,600,000	20,401,806
23 繰入金		30,072,384	197,540	30,269,924
	2 基金繰入金	29,658,778	197,540	29,856,318
歳入合計		694,857,619	3,797,540	698,655,159

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		50,155,488	3,797,540	53,953,028
	1 商工費	48,006,904	3,797,540	51,804,444
歳出合計		694,857,619	3,797,540	698,655,159

第2表

繰越明許費補正

款	項	事業名	金額		
			補正前の額	補正額	計
6 経済費	1 商工費	感染症拡大防止協力金	千円 1,100,000	千円 3,706,000	千円 4,806,000
6 経済費	1 商工費	時短要請等関連事業者支援金	1,910,600	654,100	2,564,700

二 仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年三月三十一日

仙台市長 郡 和子

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十二條第一項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第七号）附則第十四條第一項」に、「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第三十項中「同條第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
- 2 改正後の附則第十一項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和二年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。